

町営住宅へのエアコン設置について

- ・ エアコンの設置及び必要な設備工事などについては、入居者の負担となります。
- ・ エアコンの設置にあたっては、事前に『模様替申請』の手続きが必要です。
- ・ 退去の際には、原状回復をしていただきます。

※『申請』は、役場建設課もしくは古丹別支所へしてください。

ご相談は役場建設課技術係へしてください。

■エアコン設置にあたっての留意事項

項 目	留意事項
室外機の設置	・ ベランダに設置の場合、<u>避難はしご</u>付近には設置しないこと。 ・ 外壁やベランダ床に直接取り付けないこと。 ・ 外壁及びベランダ床面にビスなどの穴を開けないこと。
室内機の設置	・ 退去時に、ビス穴を開けた壁などを面単位で原状回復していただきます。
配管工事	・ <u>既存の換気口を利用してください。</u> ・ <u>新たに外壁に穴を開けないこと。</u> ・ 換気口が利用できない場合は、窓パネルなどで対応してください。
電源工事	・ 分電盤からの分岐による対応を推奨しますが、義務ではありません。 ・ 事故防止のため、工事の場合は専門業者でなければなりません。
退去時	・ 入居者において原状回復をしていただきます。 (例) 壁の下地ボード修理のうえ、面単位でのクロス貼替など 換気フード改造の場合は、換気フードの取替など
維持管理	・ 室外機から出る水、音、振動などにより他の入居者等からの苦情については設置者が責任をもって対応すること。
その他	・ 上記のほか、建物の構造や設備などの理由により、設置方法を変更していただく場合があります。 <u>※窓用エアコンや移動式エアコンなどの工事不要なエアコンについては、『模様替申請』手続の必要なく利用できます。</u>

苫前町営住宅模様替・増築承認申請書

令和 年 月 日

苫前町長 福 士 敦 朗 様

入居者 住所

氏名 _____ 印

わたしは、次のとおり町営住宅の 模様替 ・ 増築 したいので、申請します。

申請する住宅	団地名	地区	団地	住宅番号	No.
模様替・増築 す る 理 由					
施 工 方 法					
施工に要する費用		原状復帰に要する費用			
この申請に係る模様替・増築箇所				備 考	

<記入例>

苫前町営住宅模様替・増築承認申請書

令和 5年 9月 12日

苫前町長 福 士 敦 朗 様

入居者 住所 苫前郡苫前町字旭37番地の1

氏名 北 海 太 郎

わたしは、次のとおり町営住宅の 模様替 ・ 増築 したいので、申請します。

申請する住宅	団地名	古丹別 地区 川添 団地		住宅番号	
模様替・増築 する理由	エアコンを設置するため				
施工方法	室外機を南側屋外に架台を用いて設置する。 居間の換気口を利用して配管する。 室内機を居間の壁にビスを用いて下地に取り付ける。 施工は専門業者が実施する。				
施工に要する費用	約5万円		原状復帰に要する費用	約5万円	
この申請に係る模様替・増築箇所 居間及び南側屋外				備 考	